

## あいぱれっと利用登録申請時における会則（規約）作成についてのご案内

※ 団体としての規約・会則を制定していない場合に、本施設利用するため登録申請をされる皆様へのご案内になります。他の公共施設への登録申請時の必要項目とは異なる場合がございます。

### 1 会則（規約）とは

団体の運営や活動の基本となるルールです。

団体は、この会則に基づき運営や活動を行うこととなります。

### 2 作成方法 ・ 必要事項

(1) 会則の構成（参考） ※団体として定めておく事項は次の通りです。

#### ① 団体の名称

団体名の作成をお願いします。

#### ② 事務局（所）の所在地

代表者のご自宅の住所でも構いません。必ずご明記下さい。

#### ③活動区域

さいたま市内公民館など

さいたま市の他施設でのシステム登録、実績がある場合は明記をお願いします。

#### ④ 団体の目的

団体の使命（目的）を明確にします。

#### ⑤活動内容

活動内容が多岐に亘る場合は、全てご記入下さい。その中から、本施設は「子ども・子育て」に関する活動のみでのご利用の許可申請になります。

#### ⑥役員

役員の種別、人数などを明確にします。

#### ⑦会員

活動の賛同者を意味します。個人会員や団体会員などがあります。

どこまでを対象とするかご検討下さい。

当該施設はさいたま市の公共施設であるため、市内・市外在住、または市内在勤を明記した会員名簿の提出をお願い致します。

#### ⑧運営経費

主な経費の種類を記載します。

1) 会費 2) 寄付 3) 事業収入 4) 補助・助成金 5) 委託費 など

#### ⑨活動歴

市内での活動歴の記載をお願い致します。

会報やHPを印刷したものなどの資料添付でも構いません。

⑩末尾に代表者名・代表者印を忘れずをお願い致します。

◇ご不明な点がある場合は総合案内へご相談下さい。

#### 【参考・引用文献】

・総務省「コミュニティ団体運営の手引き」（平成22年3月）  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/02gyosei08\\_000024](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02gyosei08_000024).

さいたま市子ども家庭総合センター（あいぱれっと）

### 3 作成例

団体登録

2018/09/01

(名称)

第1条 この会は、〇〇〇（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、さいたま市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地〇号に置く。

(活動区域)

第3条 本会はさいたま市浦和区周辺、さいたま市立〇〇公民館を活動区域とする。

(目的・事業)

第4条 本会は、〇〇〇に関する活動（事業）を行うことにより、〇〇〇することを目的とする。

(活動内容)

第5条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

- 1) 〇〇〇〇〇
- 2) 〇〇〇〇〇
- 3) 〇〇〇〇〇に関する活動。
- 4) その他本会の目的を達成するために必要な事項

※ 本施設は「子ども・子育て」に関する活動での利用が可能です。

(役員)

第6条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

会長 〇〇〇  
副会長 ●●●  
事務局長 △△△  
会計 ◆◆◆  
監査役 □□□

(会員)

第7条 本会の会員は、さいたま市在住する者、または本会の活動の趣旨に賛同する者とする。

会への入会、脱会は妨げないものとする。※ 別紙添付会員名簿

- 2) 本会への入会を希望する者は随時受け付けることとする。
- 3) 本会からの退会を希望する者は事務局へと申し出ることとする。

(会費)

第8条 本会は、会費を無料とする。

(活動歴)

本会は、さいたま市立〇〇〇公民館にて、月1度の活動をおこなう。

※ さいたま市内での活動歴をご記入下さい。会報・HPなど作成物がある場合は添付資料として、ご提出をお願い致します。これから活動を始められる場合や活動歴が短い場合など、今後の活動予定などの記載をお願い致します。

(附則)

- 1 この会則は、平成〇年〇月〇日から施行するものとする。
- 2 〇〇〇

平成〇年 〇月 〇日

代表名 〇〇〇〇 (印)